

Z71-C141

(138)

N 1998.1



国立国会

11.2.15

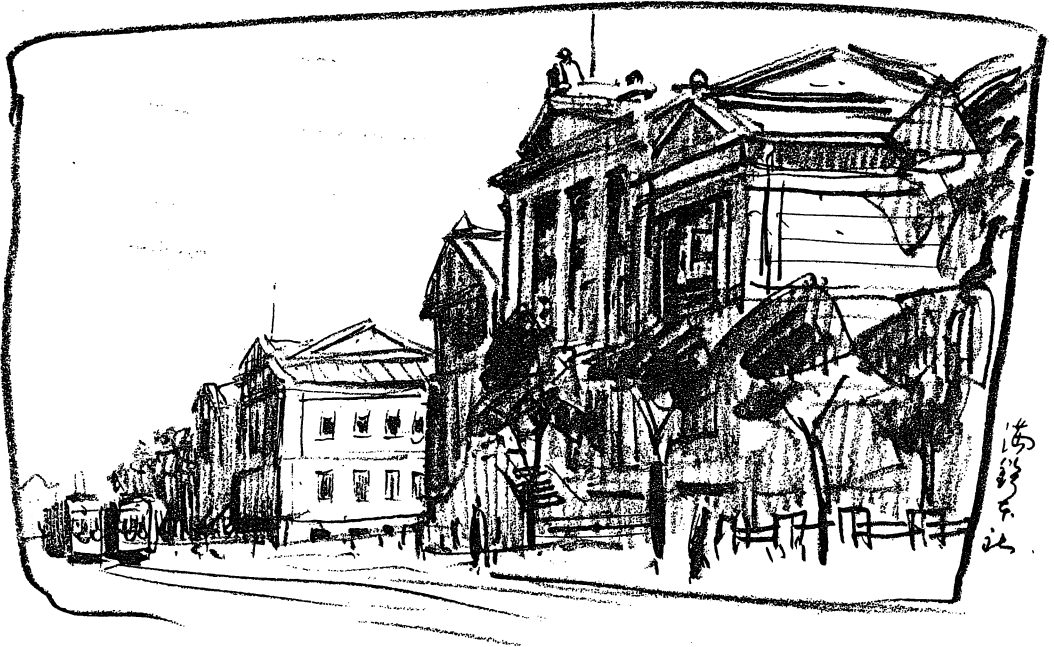
図書館

学校創立九〇周年記念号

報 会

1998 (平成10年1月) No.138

— 新年号 —



満 鉄 若 葉 会

(満鉄育成学校同窓会)

我が昭和史(22)

— 南京事件の実相 —

丸山 進

南京大屠殺説を解析する

昭和二十一年(一九四六年)五月

三日東京裁判が開廷された。そして七月二十五日から南京事件に関して検察の立証がはじまったが南京大学教授のシャール・ベイツが「……：南京陥落後日本軍によって三万人の兵士と一万二千人もの男女子供が殺された」と陳述した。(極東国際軍事裁判関係資料編)四九頁首席検察官ジョセフ・キーナンも「日本軍の南京占領は俘虜、一般人、婦女子数万人に対する組織的かつ残忍なる塵殺を特徴としている」として被害者数については概ねベイツ説に同調している。昨年になって事件当時安全区国際委員会の委員長をつとめ一九三八年(昭和十三年)二月二十二日

ドイツに帰国のため南京を離れたジョン・ラーベが当時書いたという日記が出て来て注目をひいているが、その中で「中国の発表では総計一〇万人の中国民人が殺害されたそうです。これは少し過大な数字でしょう。われわれヨーロッパ人はその数は五万ないし六万人と推定しています」と述べているようだ。これによって当時南京では中国人が十万人説をとっていたことを安全区国際委員会のメンバーであった人達は一致して被害者の数を四万人ないし六万人と見ていたことがわかる。南京攻防戦が戦われた時点で南京市域に居た中国人の数は正規兵が十個師団で約五万人、臨時に徴集された軍夫のような補充兵が三万一千人のほか安全区に收容されて国際委員会の管理下にあった難民が約二十万人であって総計しても三十万人には達していない約三ヶ月後難民区が解消された時点には難民の数は寧ろふえて二十五万人ほどになっていた。南京陥落のと

ぎ中国軍のうち広東軍の二ヶ師団約一万人は無きずで南京を脱出して安徽省に入っており、唐生智が浦口に脱出したとき約一万五千人が一緒に浦口に脱出しており、日本軍も五千人ほどを釈放しているから虐殺されたと見なされ得る者としては軍人が五万人残るわけだ。欧米人はこの五万人を三万人の軍人と二万人の一般市民に見なしたわけであろう。つまり臨時徴集の兵員は服装もバラバラで軍人とは認められなかったのだ。中国人は軍人八万人と一般人二万人が屠殺されたと見たわけだ。注意すべきことはそれが決して二十万人とか三十万人ではなかったことだ。東京裁判では中国政府派遣の検察官は「確定せる被殺者は既に三十万に達し、此のほか尚未だ確証を得ざる者合計二十万を下らざる景況なり」とか「被殺害者確定数三十四万人」と主張した。すぐその後で「被屠殺者たる我が同胞二七九、五八六名」とぐるぐる変る。一つだけ特徴があっ

た。それは欧米人の委員達の数字との間に概ね二十五万人以上の隔差があることだ、問題を解く鍵はこの二十五万人の中にかくされていると思う。

日本人も欧米人も南京事件については対象になる地域を南京市の内外とその近郊に限定して考察しているが、中国側は東京裁判に関する限りは一九三七年（昭和十二年）八月日本陸軍が上海に上陸して国民政府軍との間に激戦を展開してからその年の十二月十七・八日、日本軍の南京城内外の掃討戦を終るまでの戦を一連の首都南京の攻防戦と位置づけているようだ。その戦において中国側が被った損害を上海周辺の戦による戦死者を約二十万人としている。それは日本空軍と陸上軍によって屠殺されたものとしている。更に南京戦線では前述のとおり十万人が屠殺されたとして、合計して三十万人の我が同胞が日本軍によって屠殺された」と立論されたものと私は思う。この

ことは国民革命軍の最精鋭部隊五十個師がまるまる潰滅したことを意味する。国民政府にとってはそれが致命傷になりその後終戦に至るまで国民政府軍は有効な戦闘を行うことができなかったばかりでなく一九四六年から展開した国民党軍と共産党軍の内戦において惨敗を吃する遠因となった。だから国民政府の上海南京戦を指揮した松井軍司令官以下の将軍達に対する恨みはわれわれの想像を絶するものであったにちがいないとするならば国民政府を代表して東京裁判に臨んだ検察官達の目標は如何なる手段を用いてもこの恨みを報じて松井軍司令官以下の将領を死刑に追い込むことにあつた筈である。「三十万人の中国人同胞が日本軍によって屠殺された」とする主張は最初から最後まで一貫したものであつた。しかしその内容については時によって目まぐるしく変動した。はじめは恐らく二十五万人の将兵と五万人の一般住民が被屠殺者の内容であ

つたと思われる。ここで注意したいことは「屠殺された」と言う言葉の意味するものが何であるかということだ。屠殺とはもともと塵殺の意味であるが殺された者の中には戦闘員も一般非戦闘員もすべて包括するのだ。これを虐殺と訳した場合その意味に微妙な変化が生ずる。戦闘によって戦死した将兵は当然不法虐殺から除外されるわけだ。中国側の検察官は東京裁判が戦時国際法の規定に基いて執行されるものであることを知ったとき一つの困難に遭遇することになる。戦闘によって戦死した軍人は当然不法殺害の中に含まれないのであるから被屠殺者の内容が大きく変らざるを得ない。しかも裁判の進行上虐殺の内容が告発されねばならないし且つそれが事実であることの実証がなされなければならぬわけであるから急いで次のような変更がなされた筈だ。先ず場所的には南京市とその周辺地域に限定されざるを得ない。初めに考えられた被屠殺

者の中から約二十五万人の軍人は非戦闘員である一般市民に切りかえられねばならなかった。東京裁判における矛盾はすべてそこから生れたのだと思う。

そのために新生の南京市政府に急いで資料を作成するよう要請がなされる。和平政権時代の市長以下の主要幹部は漢奸として処刑されてしまっているから、新しく任命された市長以下は殆んど南京陥落当時の状況には不案内である。各方面に対して申告を促すが、「日本軍の虐殺行為を申告する者甚だ少なく、聞き取り調査を受けても啞然として冬の蟬の如く口を噤みて語らざる者がおり、そんなものはなかったと「否認する者」すら居た、と「南京地方法院檢察処敵人罪行調査報告」に書いてある。さんざん苦勞して纏めたのが、「被屠殺者たる我同胞二七九、五八六名」と言うあの数字だ。それは次のようなものであった。

新河地域 二、八七三名（埋葬者

盛世徵昌開運証言)

兵工廠及南門外花神庙一帶

七、〇〇〇余名（埋葬者

芮芳縁張鴻儒証言)

草鞋峽 五七、四一八名（被害者

魯甦証言)

漢中門 二、〇〇〇余名（被害者

伍長徳陳永清証言)

谷寺 三、〇〇〇余名（漢奸高

冠吾の無主孤魂碑及び碑

文により実証)

崇善堂 連続工作四ヶ月の埋葬死

体は合計一一二、二六六

名

紅卍字会 連続半ヶ年埋葬死体四

三、〇七一名

注紅卍字会の埋葬については別に

日報がついておりその数を合計

すると四三、一二三名になつて

いる。

右は一九四六年二月付南京地方法

院首席檢察官陳光虞によって提出さ

れた資料による。しかしこれを全部

足してみても二二万七六二八にし

ならず二七万九五八六とは五万一九

五八の差がありそのほかいろいろ不

合理的点がある。草鞋峽の五七、四

一八名であるが魯甦なる人物は自己

申告によれば「敵市街戦に際し敵砲

弾により腿を負傷」した人物という

がそれが五万七四一八名が虐殺され

るのを咫尺の眼前に数日にわたって

目撃し続けたというのだから恐れ入

る。草鞋峽と言えば幕府山から下関

に降りて来るとき通る谷間だ。若し

此の場所に五万人もの屍体が放置さ

れていたとすれば後に紅卍字会が遺

棄死体を埋葬するときに出て来なけ

ればならないが、紅卍字会の日報に

よれば二月二〇日から二月二十二日

にかけてこの近くの草鞋開空地に魚

雷宮埠頭から五七四体を運んで来て

埋葬している。二月二十一日は草鞋

開後方から幕府山下に一一五体を運

んで埋葬している。つまり草鞋峽の

附近には遺棄死体が全くなかったと

いうことになり完全に偽証である。

漢中門の二、〇〇〇余名であるが

これは単に被害者としてそれを見ただけで埋葬したわけではない。紅卍字会の記録によれば二月十八日漢中門外で一、一二三体を埋葬したことになるのとダブっている可能性が強い。二、〇〇〇名というのは見あやまりで実際は一千余名ということであるから紅卍字会によって埋葬されたわけであるから紅卍字会の数字に包含されて此の数字も消える。

崇善堂の埋葬屍体の一万二、二六六体というのは説明を要しないほど明白なうそである。これだけの死体を埋葬するには少くとも人夫が十四万人乃至十六万人必要であろう、当時の実状からして何等の手当給与を受けずに埋葬事業に力を借すような人夫は居ない筈だ。人夫賃だけで四万二千元が必要であるし諸経費を加算すれば四万五千元が必要だ。当時崇善堂については殆んどその存在すらも知れていない弱小の慈善団体にすぎず有力なスポンサーがついて埋葬活動を助けたという話をきかな

かった。それ故これは全くのうそであると断ぜざるを得ない。また当時の記録にもない。

紅卍字会の四万三、〇七一名については別に詳しい日計表がついているから一応根拠をもって私に南京市自治委員会を通して紅卍字会の埋葬活動については或る程度の協力をしている。此の日計表は当時私が自治委員会を通して確認した日計表と内容が異っているし不審な点が多い。先ずこの会の埋葬事業は昭和十三年の一月二十日頃から始められ本格的に作業にかかったのは二月の初めであったがこの日計表では十二年の十二月二十二日にすでに七七九体を埋葬し十二月二十八日は六、四六八体を埋葬しているのはおかしい紅卍字会がこの時期に早くも埋葬活動をはじめていたことは事実のようであるが、作業員もせいぜい五十人程度でそれも連日ではなかったようだ。十二月の後半のこの時期に二日間七、二四七体はなっとくできな

い。私の記憶によれば紅卍字会が一応の体勢を整えて本格的に埋葬活動をはじめたのは二月の当初頃からで二月中の作業能力は一日当り最大約二百体で二月中に埋葬した数は五千体を多くは超えていなかった。三月に入ると作業能力が相当大きく増大したがそれでも一日の平均は八百体前後であったと記憶している。だから二月九日の四、六八五体とか二月二十一日の五、七〇五体は二月中の一日の作業量としては大きすぎるから調整が必要だと思う。三月に入ってから一日の二、三四四体、二日の一、四〇九体、六日の一、七七二体など多すぎるくらいはあるが問うまい。紅卍字会の総埋葬量は日計表によれば四三、一二三三体であるが厳密に検討すれば少くとも一万四千体以上の水増があると考えられるので総計は二万九千体以内であると見られる。

それはさておいて此の日計表には二つの特徴がある。一つは城内区と

城外区にわけて埋葬された死体を計上していることでもう一つは成年男子と女子と子供の数を区別して作表していることだ。それによれば城内区では合計一、七九三体うち男子一七五九体女子八体子供二六体であるそれに城内区から城外区に持ち出されて埋葬された計一、〇三七体うち男子九九四体女子四〇体子供三体を加えれば合計二、八三〇体うち男子二、七五七体女子四八体子供二九体となりこれが城内区に遺棄されていた屍体のすべてである。城外区ではどうであったかという合計三九、八六一体うち男子三九、八五七体女子四体子供〇体である。

昭和十三年五月十六日以降の埋葬量四三二体は除く、筆者は南京市政公署の顧問団の中にあつて市政全般を見ていたから五月一日以降には埋葬がなかったと記憶している。

この数字を見れば陥落直後一万二千人もの男女子供が殺されたと言うべ

イツの証言は紅卍字会の埋葬記録によつて見事にくつがえされたと見てよい。また紅卍字の許傳音証人は、「……是等の死体の数は実に四万三千と言われておりますがこれは余りに過少評価であります。……是等の屍体は総て一般中国市民であつてその中には一人として兵隊は（まじつて）居なかつたのであります」と証言している。四万三千余体のうちに女子は四八体、子供は二九体しか含まれていないのだ。残りは全部成人男子なのだ、しかもその殆んどのものが軍衣をまといつており便衣のものもいわゆる便衣隊員である可能性が大きい。そのことは紅卍字会の埋葬活動を自治委員会を通して支援した私が現場で確認したところである。許傳音の証言は明らかに偽証であるそののみでなく彼は宣誓口供書で、「私の最善の推定によれば南京市内外で陥落後且つすべての抵抗がやまつた後に日本兵の手によつて殺戮された中国人一般人の総数は二十万人

内外であります」と述べている。當時南京市の内外には、約八万人の軍隊をのぞけば安全区に収容された難民約二十万人がいただけである。口述書にはそれに相当する一般市民が全部虐殺されたと述べているわけであるが実際はそれと異つてゐる。一部に強姦や殺人があつたことは否定できないがそれは伝えられる程大きなものではなかつた。その証拠に十三年の一月現在約二十万人であつた南京市民の数は二月末には二十五万人に増え、三月末には三十万人に達していた。周辺の農村に避難していた旧市民達が続々と帰つて来たのだ若し伝えられるような無差別の大虐殺が六週間も続いていたらそのような現象は起り得ないだろう、多くの虐殺論者達が言うような「南京に入城した大半の将兵は虐殺のあつたことを知つていて黙つて語らなかつた」のではなくて実際に伝えられるような規模の虐殺は起らなかつたのだ。それだけでなく一月から三月末まで